

建築物環境衛生管理基準

検査・実施項目		基準値等	測定頻度	備考		
空調管理	空気環境の測定	浮遊粉じんの量	0.15 mg/m ³ 以下	2ヶ月以内ごと1回実施	登録校正機関にて1年以内ごとに1回の校正を行う。	
		一酸化炭素の含有率	100万分の10 (=10 ppm) 以下			
		二酸化炭素の含有率	100万分の1000 (=1000 ppm) 以下			
		温度 (機械換気設備は不要)	17℃以上28℃以下			
		相対湿度 (機械換気設備は不要)	40%以上70%以下			
		気流	0.5 m/秒以下			
		ホルムアルデヒドの量	0.1 mg/m ³ (=0.08 ppm) 以下	新・増改築等時	使用開始以降最初の6月～9月に1回行う。	
	冷却塔・加湿装置	供給する水	水道法第4条に規定する水質基準			
		点検等	汚れの状況	使用開始時及び使用開始後1月以内ごと1回実施	必要に応じて清掃及び換水等を行う。	
		清掃		1年以内ごと1回実施		
空調排水受け	清掃		1年以内ごと1回実施			
給水・給湯管理 (飲用・炊事用・浴用等)	貯水(湯)槽の清掃			1年以内ごと1回実施		
	残留塩素等の測定		検出されること(含有率が百万分の0.1以上)	7日以内ごと1回実施	給湯設備の給水栓水温が5.5度以上で測定省略可。	
	給水栓における水の異常		色・濁り・臭い・味	その都度	必要な項目について検査を行う。	
	飲料水水質検査	基本項目16項目	一般細菌	100個/ml以下	6ヶ月以内ごと実施	※の項目は、水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は、その次の水質検査時に省略可能)
			大腸菌	検出されないこと		
			鉛及びその化合物 ※	0.01mg/l以下		
			亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下		
			硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下		
			亜鉛及びその化合物 ※	1.0mg/l以下		
			鉄及びその化合物 ※	0.3mg/l以下		
			銅及びその化合物 ※	1.0mg/l以下		
			塩化物イオン	200mg/l以下		
			蒸発残留物 ※	500mg/l以下		
			有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3mg/l以下		
			pH値	5.8以上8.6以下		
味			異常でないこと			
臭気		異常でないこと				
色度	5度以下					
濁度	2度以下					
	消毒副生成物12項目	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1年以内ごと1回実施 (6月1日～9月30日)		
		塩素酸	0.6mg/l以下			
		クロロ酢酸	0.06mg/l以下			
		クロロホルム	0.06mg/l以下			
		ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下			
		ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下			
		臭素酸	0.01mg/l以下			
		総トリハロメタン	0.1mg/l以下			
		トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下			
		ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下			
	ブromホルム	0.09mg/l以下				
	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下				
	有機化学物質等7項目	四塩化炭素	0.002mg/l以下	3年以内ごと実施		
		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下			
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下			
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下			
		トリクロロエチレン	0.03mg/l以下			
		ベンゼン	0.01mg/l以下			
		フェノール類	0.005mg/l以下			
防錆せい剤の水質検査				2ヶ月以内ごと1回実施		
雑用水の水質管理	散水・修景・清掃用	水洗便所用	残留塩素	検出されること(含有率が百万分の0.1以上)	7日以内ごと1回実施	散水・修景・清掃用水は、し尿を含む水を原水として使用しないこと。
			pH	5.8以上8.6以下		
			臭気	異常でないこと		
			外観	ほとんど無色透明であること		
			大腸菌	検出されないこと	2ヶ月以内ごと1回実施	
		濁度	ほとんど無色透明であること			
排水管理	清掃			6ヶ月以内ごと1回実施		
清掃等	清掃			日常清掃のほか、6ヶ月以内ごと1回、定期に大掃除を実施		
ねずみ等の点検・防除	調査			6ヶ月以内ごと1回実施		
	防除			その都度	調査結果に基づき、必要な措置を講ずること。	